

令和8年(2026年)10月1日

議 会 運 営 委 員 会 議 題

- 1 追加提出案件及びその付託委員会について
- 2 新たに受理した陳情とその取扱いについて
- 3 議員の派遣について
- 4 本会議の運営について
 - 議事日程（別紙1）
 - 議事の順序（別紙2）
- 5 中野区議会基本条例の制定に向けた意見交換会の開催について
- 6 その他
 - (1) 令和9年第1回定例会の日程について
 - (2) その他

資料 1

令和8年(2026年)10月1日

令和8年第3回中野区議会定例会追加提出案件

◆ 予算

94 令和8年度中野区一般会計補正予算 (総務委員会)

- 歳入歳出予算の補正 1,949,230千円を追加(補正後 215,811,747千円)
- 繰越明許費、債務負担行為の補正、特別区債の補正

◆ 一般議案

95 和解及び損害賠償額の決定について (総務委員会)

- 保育園児の骨折事故に係る和解及び損害賠償額の決定

◆ 報告案件

議会の委任に基づく専決処分について

- (1) 廃棄物撤去等に係る委託業務中の誤撤去に係る和解及び損害賠償額の決定
- (2) ごみの収集作業中の誤収集に係る和解及び損害賠償額の決定
- (3) 中野駅北口東西連絡路下喫煙所窓ガラスの破損事件に係る和解

資料 2

令和 8 年(2026年) 1 0 月 1 日

議 会 運 営 委 員 会 資 料

新たに受理した陳情とその取扱いについて

○ 8 月 2 7 日までに受理した陳情の取扱いについて

- ・ 第 1 7 号陳情 中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画改定に係る有識者会議の公開
と区民との意見交換の場を求める陳情
(2 項、3 項、4 項、5 項及び 6 項
中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会)
- ・ 第 1 8 号陳情 区長記者会見放送は不都合なカットをしないで放送して下さい
(総務委員会)
- ・ 第 1 9 号陳情 民泊及び旅館業のオーナーへの連絡手段を考えて下さい
- ・ 第 2 0 号陳情 中野サンプラザ跡地の地盤調査を実施し、結果を区民に公開すること
を求める陳情
(建設委員会)
- ・ 第 2 1 号陳情 民泊及び旅館業の標識掲示を徹底して下さい
(厚生委員会)
- ・ 第 2 2 号陳情 有識者会議と都市計画審議会の委員が重複する人選は公正公平ではな
いから、はずして下さい
- ・ 第 2 3 号陳情 旅館業「人を常駐させる条例改正」は改正案からはずして下さい

議員提出議案第 号

議員の派遣について（案）

上記の議案を提出します。

令和 8 年 1 0 月 日

中野区議会議長 森 たかゆき 殿

提出者 中野区議会議員

議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び中野区議会会議規則第129条第1項の規定により下記のとおり議員を派遣する。

記

1 派遣目的

第37回東京都道路整備事業推進大会に参加

2 派遣場所

砂防会館

3 派遣期間

令和8年10月13日

4 派遣議員

議長において決定する8人以内の議員

（提案理由）

東京の広域化する交通渋滞の緩和や、安全で快適なまちづくりに資するため、道路、橋梁、鉄道連続立体交差及び都市モノレール等の整備の促進を図ることを目的とした、同大会に議員を派遣する必要がある。

議 事 日 程

令和8年(2026年)10月1日午後1時開議

日程第1

- 認定第1号 令和7年度中野区一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第2号 令和7年度中野区用地特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第3号 令和7年度中野区国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第4号 令和7年度中野区後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第5号 令和7年度中野区介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第2

- 第64号議案 昭和区民活動センター新築等工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第65号議案 仮称江古田三丁目重度障害者グループホーム等新築工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第66号議案 仮称江古田三丁目重度障害者グループホーム等新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第67号議案 昭和区民活動センター新築に伴う電気設備工事請負変更契約
- 第68号議案 大和西児童館内装改修等工事請負契約
- 第69号議案 弥生児童館内装改修等工事請負契約
- 第70号議案 中央公園再整備工事請負契約
- 第82号議案 旧中野刑務所正門移築及び修復工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第83号議案 中野本郷小学校校舎新築等工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第84号議案 中野本郷小学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第85号議案 中野本郷小学校校舎新築に伴う電気設備工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第86号議案 平和の森小学校校舎新築等工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第87号議案 塔山小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第88号議案 啓明小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第89号議案 上鷺宮小学校環境改善改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第90号議案 明和中学校跡施設代替校舎改修工事請負契約に係る契約金額の変更について
- 第91号議案 第七中学校校舎新築に伴う電気設備等工事請負契約
- 第92号議案 第七中学校校舎新築に伴う機械設備工事請負契約

第93号議案 中野本郷小学校新校舎用什器類の買入れについて

日程第3

第71号議案 中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

第72号議案 中野区指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

第73号議案 中野区旅館業法施行条例の一部を改正する条例

第74号議案 中野区住宅宿泊事業の適正な実施の確保に関する条例の一部を改正する条例

日程第4

第75号議案 中野区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第76号議案 中野区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第77号議案 中野区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第78号議案 中野区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第79号議案 中野区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例

第80号議案 中野区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

第81号議案 中野区立小学校及び中学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

○議事の順序（令和8年10月1日）

（1）開議

（2）日程第1、認定第1号から認定第5号までの計5件

※一括上程、委員長報告、討論、採決（認定ごと）

○認定第1号の採決（電子採決）

○認定第2号の採決（簡易）

○認定第3号の採決（電子採決）

○認定第4号の採決（電子採決）

○認定第5号の採決（電子採決）

（3）日程第2、第64号議案から第70号議案まで、及び第82号議案から第93号議案までの
計19件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

（4）日程第3、第71号議案から第74号議案までの計4件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（厚生）

（5）日程第4、第75号議案から第81号議案までの計7件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（子ども文教）

（ ）（日程追加）

日程第 、第94号議案及び第95号議案の計2件

※一括上程、理事者の説明、質疑、委員会付託（総務）

（ ）（日程追加）

日程第 、議員提出議案第 号「議員の派遣について」

※上程、提案説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決（ ）

（ ）（日程追加）

日程第 、議会の委任に基づく専決処分について

- (6) 陳情の取下げについて（1件）
- (7) 陳情の訂正について（1件）
- (8) 陳情の特別委員会への付託（付託件名表Ⅰ）
- (9) 陳情の常任委員会への付託（付託件名表Ⅱ）
- (10) 散会

資料 4

8 中 総 総 第 1 9 0 9 号
令和 8 年（2026年）1 0 月 1 日

中野区議会議長

森 た か ゆ き 様

中野区長 酒 井 直 人

議会の委任に基づく専決処分について（報告）

議会の委任に基づき下記のとおり専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告します。

記

第1 和解及び損害賠償額の決定について

【報告案件1】

1 和解（示談）当事者

甲 豊島区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日

令和8年（2026年）4月7日

(2) 事故発生場所

東京都中野区野方一丁目35番3号 中野区立教育センター分室敷地内駐輪場

(3) 事故発生状況

乙の職員が、中野区立教育センター分室における廃棄物の撤去等に係る委託業務に関し、上記(2)の事故発生場所に駐輪されていた甲所有の自転車を当該廃棄物と誤認し、当該業務の受託事業者に対し当該廃棄物として撤去するよう指示したことにより、当該自転車が撤去され、滅失した。

3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、上記2(3)の自転車の残存価額12,018円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和8年（2026年）9月11日

【報告案件 2】

1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事故の表示

(1) 事故発生日

令和 8 年（2026 年）2 月 20 日

(2) 事故発生場所

甲自宅玄関前

(3) 事故発生状況

乙の職員が、ごみの収集作業（戸別収集）のため甲自宅を訪れたところ、上記(2)の事故発生場所に置かれていた甲所有の工具等をごみと誤認し、これを収集したことにより、当該工具等が滅失した。

3 和解（示談）条件

(1) 甲は、本件事故により、上記 2(3)の工具等の残存価額の合計 9,956 円の損害を被った。

(2) 乙は、上記損害額について甲に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、甲の指定する方法で支払う。

(3) 以上のほか、本件事故に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和 8 年（2026 年）9 月 14 日

第 2 和解について

【報告案件 3】

1 和解（示談）当事者

甲 中野区民

乙 中野区

2 事件の表示

(1) 事件発生日

令和 8 年（2026 年）4 月 15 日

(2) 事件発生場所

東京都中野区中野四丁目 9 番先路上 中野駅北口東西連絡路下喫煙所

(3) 事件発生状況

甲が、乙が所有する上記(2)の喫煙所の窓ガラスを蹴ったことにより、当該窓ガラスが破損した。

3 和解（示談）条件

(1) 乙は、本件事件により、上記 2(3)の窓ガラスの交換費用等の合計 297,00

0円の損害を被った。

- (2) 甲は、上記損害額について乙に対し賠償する義務があることを認め、本件示談成立後、乙の指定する方法で支払う。
- (3) 以上のほか、本件事件に関し、甲と乙との間には、何らの債権債務がないことを確認する。

4 和解（示談）成立の日

令和8年（2026年）9月17日

※ この文書は、個人情報への配慮から個人が特定できるおそれのある記載について一部変更しています。

資料 5

令和 8 年 第 3 回 定 例 会
令和 8 年 1 0 月 1 日 付 託

陳 情 付 託 件 名 表 (Ⅰ)

《中野駅周辺整備・西武新宿線沿線まちづくり調査特別委員会付託》

第 1 7 号陳情 中野駅新北口駅前エリア再整備事業計画改定に係る有識者会議の公開と区民との意見交換の場を求める陳情（2 項、3 項、4 項、5 項及び 6 項）

陳 情 付 託 件 名 表 (Ⅱ)

《総務委員会付託》

第 1 8 号陳情 区長記者会見放送は不都合なカットをしないで放送して下さい

《厚生委員会付託》

第 2 1 号陳情 民泊及び旅館業の標識掲示を徹底して下さい

《建設委員会付託》

第 2 0 号陳情 中野サンプラザ跡地の地盤調査を実施し、結果を区民に公開することを求める陳情

第3回定例会一般質問時間一覧

参 考
令和8年(2026年)9月9日現在

会 派 等 会派等持ち時間	分 A	氏 名	予定 B	残時間 ※ C	実績 D	個人・時間差 B(C)-D	会派等・時間差 A-D
立憲・国民・ネット・無所属議員団 3時間12分	192	河合 りな	48		50	-2	0
		ひやま 隆	32	30	27	3	
		斉藤 ゆり	32	35	34	1	
		大塚 けいじゅ	16	17	18	-1	
		杉山 司	32	31	29	2	
		いのつめ 正太	32	34	34	0	
自由民主党議員団 2時間8分	128	伊藤 正信	30		32	-2	3
		高橋 かずちか	30	28	32	-4	
		山内 あきひろ	28	24	22	2	
		大内 しんご	20	22	18	4	
		武井 まさき	20	24	21	3	
公明党議員団 1時間52分	112	木村 広一	38		37	1	0
		甲田 ゆり子	37	38	36	2	
		平山 英明	37	39	39	0	
日本共産党議員団 1時間20分	80	いさ 哲郎	40		38	2	1
		武田 やよい	40	42	41	1	
都民ファーストの会中野区議団 48分	48	内野 大三郎	16		14	2	1
		大沢 ひろゆき	32	34	33	1	
無所属 16分	16	むとう 有子	16		15	1	1
無所属 16分	16	石坂 わたる	16		16	0	0
無所属 16分	16	小宮山 たかし	16		15	1	1
無所属 16分	16	立石 りお	16		16	0	0
無所属 16分	16	斉藤 けいた	16		16	0	0
無所属 16分	16	井関 源二	16		16	0	0
合計(10時間56分)	656	24人	656		649		7

※「残時間」は、会派等持ち時間から前の質問者の実績時間を引いた実質的な残り時間。
※議場での残り時間表示は「残時間」により行う。
※「実績(D)」は、各人の実績の秒単位を切り捨てた時間で表示。

資料 6

令和8年(2026年)10月1日
議会運営委員会資料

中野区議会基本条例の制定に向けた意見交換会の開催について

1 日時

- (1) 令和8年10月17日(土) 午後3時から午後4時30分まで
- (2) 令和8年10月30日(金) 午後7時から午後8時30分まで

2 会場

中野区役所10階 中野区議会第1委員会室

3 対象

区内在住・在勤・在学者等

4 広報

区報、ホームページにて周知

令和9年 第1回定例会日程表（第1案）

資料 7

<会期 31日間 2月10日～3月12日>

月	日	曜	午 前	午 後
1月	27日	水		1 議会運営委員会
	28日	木		
	29日	金		
	30日	土		
	31日	日		
2月	1日	月		5 請願・陳情締切
	2日	火		
	3日	水		1 議会運営委員会
	4日	木		5 一般質問通告締切
	5日	金		
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		
	9日	火		
	10日	水	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	11日	木	（ 建 国 記 念 の 日 ）	
	12日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・予算上程） 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	16日	火		
	17日	水	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（総括説明）
	18日	木	（ 予 算 検 討 日 ）	
	19日	金	10 予算特別委員会（総括質疑）	（終了後）予算特別委員会理事会
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	10 予算特別委員会（総括質疑）	
	23日	火	（ 天 皇 誕 生 日 ）	
	24日	水		1 予算分科会
	25日	木		1 予算分科会
	26日	金	（ 事 務 整 理 日 ）	
	27日	土		5 請願・陳情締切
	28日	日		
3月	1日	月	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（主査報告・採決）
	2日	火	10 議会運営委員会	1 本会議（予算議決・議案上程）
	3日	水		
	4日	木		1 常任委員会
	5日	金		1 常任委員会
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		1 特別委員会（防災特）
	9日	火		1 特別委員会（SWC特）
	10日	水		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	11日	木	（ 事 務 整 理 日 ）	
	12日	金	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

令和9年 第1回定例会日程表（第2案）

資料 8

<会期 32日間 2月12日～3月15日>

月	日	曜	午 前	午 後
1月	28日	木		1 議会運営委員会
	29日	金		
	30日	土		
	31日	日		
2月	1日	月		
	2日	火		5 請願・陳情締切
	3日	水		
	4日	木		1 議会運営委員会
	5日	金		5 一般質問通告締切
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		
	9日	火		
	10日	水		
	11日	木	(建 国 記 念 の 日)	
	12日	金	11 議会運営委員会	1 本会議（所信表明）
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問）
	16日	火	11 議会運営委員会	1 本会議（一般質問・予算上程） 予算特別委員会・予算特別委員会理事会
	17日	水		
	18日	木	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（総括説明）
	19日	金	(予 算 検 討 日)	
	20日	土		
	21日	日		
	22日	月	10 予算特別委員会（総括質疑）	（終了後）予算特別委員会理事会
	23日	火	(天 皇 誕 生 日)	
	24日	水	10 予算特別委員会（総括質疑）	
	25日	木		1 予算分科会
	26日	金		1 予算分科会
	27日	土		
	28日	日		
3月	1日	月	(事 務 整 理 日)	
	2日	火	11 予算特別委員会理事会	1 予算特別委員会（主査報告・採決）
	3日	水	10 議会運営委員会	1 本会議（予算議決・議案上程）
	4日	木		
	5日	金		1 常任委員会
	6日	土		
	7日	日		
	8日	月		1 常任委員会
	9日	火		1 特別委員会（防災特）
	10日	水		1 特別委員会（SWC特）
	11日	木		1 特別委員会（駅周・沿線特）
	12日	金	(事 務 整 理 日)	
	13日	土		
	14日	日		
	15日	月	10 議会運営委員会	1 本会議（議案等議決）

DV等被害者支援措置としての住民基本台帳閲覧制限等の期間見直しを求める意見書（案）

配偶者からの暴力（DV）、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者を保護するため、住民基本台帳事務における支援措置（以下「支援措置」という。）が実施されている。

この支援措置は、加害者による住民票の写し等の不当な取得を防ぎ、被害者の安全を守る上で極めて重要な制度である。しかしながら、現行制度では支援措置の期間は原則として1年に制限されている。継続を希望する場合は毎年、相談機関への相談や市区町村窓口での手続きを改めて行う必要があり、被害者の大きな負担となっている。

被害者は、加害者からの追跡を恐れながら生活を再建している中で、毎年窓口に赴き、過去の被害を繰り返し説明する必要があるが生じる。これにより精神的負担が増大し、フラッシュバックを誘発するケースや、手続きを断念せざるを得ないケースも報告されている。近年、一部の手続き簡素化やシステム改善に向けた動きも見られるが、依然として1年ごとの更新を前提とした部分的な改善にとどまっており、被害者の負担軽減という根本的な課題の解決には十分とは言えない。

また、DV等の被害状況は、1年という短期間で劇的に解消されることは考えにくく、支援の必要性は長期にわたって継続する事例が多い。にもかかわらず一律に1年とすることは、制度の合理性に欠けると言わざるを得ない。

さらに、1年ごとの更新手続きは、地方自治体にとっても大きな事務負担となっている。加えて、更新漏れや連絡の不備などによる人的ミスが発生するリスクも否定できず、被害者の安全が損なわれる事態を招きかねない。

こうした課題を踏まえ、既に一部の地方自治体からは、地方分権改革に関する提案募集を通じて、延長手続きの簡素化や支援措置期間の柔軟化を求める提案も出されているところである。

よって、中野区議会は、政府に対し、支援措置の期間のあり方について、被害者の負担軽減と安全性の確保を最優先に据え、自動継続を含む柔軟な制度設計の検討を早急に行うよう下記の事項を強く要望する。

記

- 1 支援措置の期間を一律1年とする現行の取扱いを見直し、被害者の状況に応じた柔軟な期間設定を可能とすること。
- 2 自動継続制度の導入を含め、更新手続きの負担を抜本的に軽減する仕組みを検討すること。
- 3 期間の見直しに当たっては、被害者の安全確保を最優先とし、虚偽申出の防止など必要な措置を併せて講ずること。

- 4 見直しの検討状況について、地方自治体及び関係団体に適切に情報提供を行うとともに、意見を聴く機会を設けること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

総務大臣

あて

内閣府特命担当大臣（男女共同参画）

中野区議会議長名

夏休み中の子どもの貧困対策および緊急セーフティネットの強化を求める意見書（案）

長引く物価高騰の影響等により、低所得の子育て世帯やひとり親世帯においては、生活苦がより深刻化している。特に夏休み期間中は学校給食がなくなるため、子どもの欠食や栄養不足が懸念されるとともに、猛暑の中で冷房設備のない自宅で過ごさざるを得ないなど、子どもの健康リスクや家庭の孤立化が極めて深刻な課題となっている。

こうした子どもの健康リスクや孤立、栄養不足の問題を解消するためには、安心・安全な「涼しい居場所」に行けば「食」が提供され、そこへのアクセスが確実に保障される緊急セーフティネットの構築が急務である。

よって、中野区議会は、政府に対し、こども家庭庁を中心とする関係省庁の補助事業や制度を複合的に活用し、地方自治体が地域の実情に応じた柔軟かつ切れ目のない「夏休みこども緊急セーフティネット」を早期に確立できるよう、以下の事項について速やかに必要な措置を講じることを強く求める。

記

- 1 身近な公共施設の拠点化と涼しい居場所・食の確保
学校施設（図書室・多目的室等）を「こどもクーリングシェルター」として開放・活用できるよう支援するとともに、児童館や放課後児童クラブ等を拠点とした柔軟な受け入れと食事提供体制を構築すること。また、放課後児童クラブの夏休み期間中における分室設置や受入枠拡大に関する財政支援を強化すること。
- 2 地域における食料供給ラインの強化と政府備蓄米の活用
こども食堂やフードバンク、こども宅食等の活動に対する継続的・実効性のある財政支援（「地域こどもの生活支援強化事業」等の拡充）を行うこと。あわせて、フードバンク認証制度の普及や、食育の一環としてこども食堂・宅食等への政府備蓄米の無償交付・円滑な供給体制を推進すること。
- 3 アウトリーチ型支援と情報発信の強化
自ら支援を求められない困窮世帯や要保護児童等に対し、こども宅食や定期的な訪問見守り（「支援対象児童等見守り強化事業」等）を推進すること。また、必要な支援情報が対象世帯に届くよう、SNS等を活用した支援情報の発信体制を拡充すること。
- 4 困窮世帯向け「子どもの学習・生活支援事業」の拡充
生活困窮者自立支援法に基づく「子どもの学習・生活支援事業」について、物価高や賃金上昇を踏まえた基本基準額の更なる引き上げや、体験格差・進学格

差を解消するための体験活動・軽食提供等の支援を一層推進すること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

文部科学大臣

厚生労働大臣

あて

農林水産大臣

内閣府特命担当大臣（こども政策）

中野区議会議長名

「防災庁」発足を見据えた地方自治体との連携強化および防災体制の抜本的強化を求める意見書（案）

本年7月に「防災庁設置法」が成立し、平時の備えから発災時の対応、復旧・復興までを一貫して担う司令塔組織として「防災庁」の発足が目前に迫っている。

一方で、本年7月28日に発生した「令和8年熊本地震」では、猛暑期における大震災であったことから、停電や断水が続く中での避難生活や車中泊・在宅避難に伴う熱中症、脱水症状、エコノミークラス症候群などの健康リスク急増、衛生的なトイレの不足、ガソリン等燃油の供給制限、さらには自治体職員自らの被災によるマンパワー不足など、激甚化・複雑化する災害現場の課題が顕著となった。

今後想定される巨大地震や気象災害のリスクに対し、新たに発足する「防災庁」が現場のニーズに即した司令塔機能を最大限に発揮し、災害関連死や二次災害を防ぎ、国民の命と暮らしを守り抜くためには、国と地方自治体との連携強化および支援体制の抜本的刷新が不可欠である。

よって、中野区議会は、政府に対し、防災庁の発足を機に、最新の災害教訓を踏まえた実効性ある以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

記

- 1 猛暑期の避難生活における衛生環境の改善とトイレ対策
改正災害対策基本法の理念に基づき、災害発生初期から清潔な「トイレカー」の適所への迅速な配置および下水道接続等の衛生環境維持を図ること。あわせて、移動式エアコン、簡易ベッド、温かい食事が提供できるキッチンカー等の確保・広域調達・迅速搬送体制を構築すること。
- 2 災害関連死を防ぐための医療・福祉チームの早期・広域派遣
猛暑期や厳寒期の避難生活における熱中症、感染症、エコノミークラス症候群等の発生を防ぐため、DMAT（災害派遣医療チーム）やDPAT（災害派遣精神医療チーム）、DWA T（災害派遣福祉チーム）等を避難所のみならず、車中泊や在宅避難者へも早期かつ広域に派遣・巡回させる体制を整備すること。
- 3 被災自治体への総合調整人材の派遣と受援体制の強化
マンパワー不足に直面する被災自治体を支援するため、GADM（災害マネジメント総括支援員）をはじめ、国・自治体・民間の支援を円滑に繋ぐコーディネート機能を担う職員を迅速に派遣・配置する仕組みを強化すること。
- 4 ガソリン等緊急用燃油の安定・優先供給体制の確立
被災地での長蛇の列や販売制限、移動困難を解消するため、救急・復旧活動および住民の避難・生活維持に不可欠なガソリン・軽油等の燃油を優先かつ迅速

に配給できる緊急供給スキームを構築すること。

- 5 複合災害・二次災害防止に向けた監視・警戒体制の徹底
地震後の余震や降雨に伴う土砂災害等による二次災害を防ぐため、地殻変動・
斜面変位等の監視体制を強化し、住民への迅速かつ分かりやすい情報提供と避
難体制の強化を図ること。

以上、地方自治法第99条に基づき意見書を提出する。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

経済産業大臣

あて

国土交通大臣

内閣府特命担当大臣（防災）

中野区議会議長名

裁量労働制の拡大に反対する意見書（案）

日本経済団体連合会は、労働生産性の向上や多様な働き方への対応を目的に、裁量労働制の対象業務を拡大することを求め、現在、厚生労働大臣の諮問機関である労働政策審議会で裁量労働制の見直しが議論されています。

裁量労働制は、仕事の進め方を「労働者の裁量に委ねる必要がある」と労使が認めた業務に従事する労働者に適用されるものであり、何時間働いても、あらかじめ決められたみなし労働時間分の賃金しか支払われません。業務の遂行手段や時間配分に裁量はあるとされますが、肝心の業務量には裁量がありません。「裁量労働制実態調査」では、適用労働者の平均労働時間は非適用労働者より長く、特に企画業務型適用労働者の1日の平均労働時間は9時間15分となるなど、裁量労働制によって長時間労働が強いられています。とりわけ深刻なのは、過労死ラインである月80時間の残業時間を超える労働者のうち、裁量労働制適用労働者の方の割合が高いことです。

労働災害、過労死を防止するためには長時間労働を是正することが必要ですが、裁量労働制の適用はそれと逆行するものであり、適用対象の拡大はそうした労働者を増やすことにつながります。

よって、中野区議会は、政府に対し、裁量労働制の拡大をしないよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣
厚生労働大臣

あて

中野区議会議長名

残業指導見直しの撤回を求める意見書（案）

厚生労働省は企業に対して残業を月４５時間以内に減らすよう求めていた指導方針を、９月１日から見直しました。

労働基準法は労働時間について、１日８時間・週４０時間以内に定めています。しかし、労働基準法第３６条に基づく労使協定（３６協定）を結んだ場合、月４５時間、年間３６０時間、特別条項を結べば、年間７２０時間もの残業が可能となります。

過労死は、残業時間が月４５時間を超えると発症の危険が高まります。そのため、労働基準監督署は健康障害のリスクが高まるのを防ぐため、残業を月４５時間以内に削減するよう一律に指導してきました。今回の見直しは、残業時間を基準にした指導を改めて、健康確保措置の実施状況を確認するものにするとともに、３６協定締結を支援する窓口を設置するなど、長時間労働を助長・常態化し、過労死を温存させる危険があります。

よって、中野区議会は、政府に対し、残業指導見直しの撤回を求めます。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

内閣総理大臣

厚生労働大臣

あて

中野区議会議長名

陸上自衛隊中央情報隊による「情報収集」の解明を求める意見書（案）

陸上自衛隊の中央情報隊の対外情報部門である「現地情報隊」が、自衛官の身分を隠して「愛国心」や「対自衛隊感情」などの思想信条に関する情報や、性的嗜好や異性関係、身体的特徴などの個人情報収集していたとする報道がなされています。

自衛隊の活動は憲法および自衛隊法や個人情報保護法などの法律に基づき行われなければなりません。小泉防衛大臣は、こうした「情報収集」活動について、「不適切な活動は確認されていない」などと述べていますが、個人の機微な情報を組織的に収集・共有することがどのような必要性和法的根拠に基づき、どの範囲まで収集され、誰が管理・共有しているのかについて、国民の理解を得られるだけの説明が必要です。

また、防衛省は収集した個人情報について、「行政文書に該当しない」、「自衛隊の情報収集能力が明らかになる恐れがある」として、存否を明らかにしておらず、公文書管理法違反を訴える隊員による公益通報にも1年以上回答していません。政府がどの程度把握していたのか、現場の活動が憲法や法律に基づいて行われていたのか、活動内容が適切に報告・監督されていたのかという点も重要です。

よって、中野区議会は、国会および政府に対し、陸上自衛隊中央情報隊による「情報収集」の解明を求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

年 月 日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

防衛大臣

内閣官房長官

中野区議会議長名